

特定原子力施設検査実施要領書 (溶接検査)

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

対象設備 : 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設
増設多核種除去設備
沈殿槽

要領書番号 : 原規規収第 22051235 号 01

令和 4 年 5 月

原子力規制委員会

改訂来歴

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
特定原子力施設検査（溶接検査）

要領書番号：原規規収第 22051235 号 01

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和4年5月24日	制定
		以下余白

目 次

1. 溶接検査実施内容	1
2. 溶接検査対象機器一覧	2
3. 溶接検査成績書様式	3

溶接検査実施内容

受付番号	原規規収第 22051235 号	申請番号	廃炉発官 R 4 第 1 9 号
申請者	東京電力ホールディングス株式会社 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号		
溶接施行工場	[REDACTED]		
検査の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 溶接検査 <input type="checkbox"/> 輸入溶接検査		
検査対象 施設区分	放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 増設多核種除去設備 沈殿槽		
検査の目的	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第 2 8 条第 1 項の規定に基づく検査		
判定基準	溶接の実施状況が福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画*のとおりであること。		
検査工程 検査項目 検査方法 検査場所	検査工程	検査項目及び検査方法	検査場所
	溶接作業 非破壊試験 耐圧試験	材料確認、開先検査、 溶接作業検査 浸透探傷試験 (P t) 耐圧試験、仕上がり検査 品質管理の状況確認 (別紙参照) 上記の項目に基づき溶接の実施状況が福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画のとおりであることを立会又は申請者の品質記録等により確認する。	申請書「検査を受けようとする場所」の欄に記載のとおり
備考	* : <溶接検査に係る申請書及び準拠規格> 申請番号 : 廃炉発官 R 4 第 1 9 号 JSME S NB1 発電用原子力設備規格 溶接規格 JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格		

溶接検査対象機器一覧

【機器名称・番号】

沈殿槽A () (容器)

沈殿槽C () (容器)

溶接部詳細一覧表は、溶接検査申請書参照

特定原子力施設検査成績書 (溶接検査)

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

対象設備 : 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設
増設多核種除去設備
沈殿槽

要領書番号 : 原規規収第 22051235 号 01

年 月

原子力規制委員会

溶接検査成績書

1. 施設名 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
2. 検査対象 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設
増設多核種除去設備
沈殿槽
3. 検査申請 溶接検査申請番号
4. 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
5. 検査場所
6. 検査実施者 検査実施者一覧表のとおり
7. 検査結果 溶接検査記録のとおり
7. 添付資料 (1) 溶接検査実施状況表
(2) 溶接検査記録

検査実施者一覧表

検査年月日	原子力検査官 印	検査立会責任者 印	特記事項
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

溶接検査実施状況表

シート番号： /

機器の名称：

機器番号	材料確認	開先検査	溶接作業 検査	浸透探傷 試験 (Pt)	耐圧試験	仕上がり 検査	備考
							溶接継手番号については溶接部詳細一覧表参照

※：一部立会

溶接検査記録

申請書番号	
検査場所	
溶接施行工場名	
施設の名称	
検査項目	
検査実施範囲	
判定基準	
検査結果	
検査年月日	年 月 日
備考	申請者の品質記録等：

品質管理の状況確認結果

検査年月日： 年 月 日

検査場所： _____

1. 品質管理の状況確認

確認対象	実施体制確認の要点	確認内容	結果
確認の方法	各検査項目について設置者が行う実施計画適合性の確認方法	・検査における実施計画適合性の確認方法を予め定めている。	
		・協力事業者を使用する場合、申請者は適切に指示をしている。	
確認要員	実施計画適合性の確認を行う要員の管理方法	・申請者及び協力事業者の確認要員の管理方法を定めている。	
		・協力事業者確認要員と申請者の役割分担を予め定めている。	
計測器の管理	実施計画適合性の確認に使用する計測器の維持管理方法	・確認を行うために十分な精度を有する計測器を使用することとしている。	
		・確認に使用する計測器は定期的に校正を行うこととしている。	
		・計測器の識別を行うこととしている。	
記録の管理	記録内容に対する実施計画適合性の確認方法及び記録の管理方法	・申請者は記録内容に対して実施計画適合性の確認を行い、記録として残すこととしている。	
		・記録の管理方法を予め定めている。	

備考：